

災害時連携計画に関する定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更について

定款、業務規程及び送配電等業務指針の一部について、添付のとおり、変更し  
たく存じます。

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 災害時連携計画の整備のための変更、新設

(1) 定款の変更

【該当条文：第36条（変更）】

(2) 業務規程の変更

【該当条文：第6条（変更）

第176条の2から第176条の6（新設）】

(3) 送配電等業務指針の変更

【該当条文：第267条の2から第267条の5（新設）】

2. 変更の概要

- ・一般送配電事業者は、災害時連携計画を策定し、広域機関に提出する旨規定
- ・広域機関は、一般送配電事業者より提出された災害時連携計画について検討  
を行い、意見があるときは意見を付して、経済産業大臣に災害時連携計画を  
送付する旨規定

以 上